

○尾花沢市水道給水条例施行規則

平成10年3月31日

規則第10号

改正 平成15年3月31日規則第6号

尾花沢市水道給水条例施行規則（昭和36年規則第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、尾花沢市水道給水条例（平成10年尾花沢市条例第13号。以下「条例」という。）第39条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置の新設等の申込み）

第2条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。

（利害関係人の同意書等の提出）

第3条 条例第5条第2項に規定する利害関係人の同意書等の提出は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 他人の所有する給水装置から分岐しようとするとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

（給水装置工事の補修）

第4条 条例第7条の規定により市長が施行した工事（修繕を除く。）について、その引渡後1年以内に破損したときは、市長がこれを補修し、かつ、補修に要した費用は市長が負担する。ただし、その破損が水道使用者等の故意若しくは過失によるものであるときは、この限りではない。

（工事費の算出）

第5条 条例第9条第3項の規定による工事費の算出は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 材料費は、市長が定める価格表により算定する。
- (2) 運搬費は、市長が定める価格表により算定する。
- (3) 労力費は、市長が定める価格表により算定する。
- (4) 道路復旧費は、道路管理者が定める道路掘削復旧基準により市長が定めた額とする。
- (5) 工事監督費は、市長が別に定める。
- (6) 間接経費は、材料費、運搬費、労力費及び道路復旧費の合計額の100分の2

0以内とし、その基準は市長が別に定める。

(給水の制限又は停止の予告)

第6条 条例第12条第2項の規定による給水の制限又は停止の予告は、広報車、文書、市報又は口頭等をもって行う。

(給水契約の申込み)

第7条 条例第13条に規定する給水契約の申込みは、「給水装置〔開栓・閉栓・廃栓・使用者変更・所有者変更〕届」の提出をもって行う。ただし、その申込みがメーターの設置を伴うものであるときは、「水道使用申込書」の提出をもって行う。

(代理人の選定届)

第8条 条例第14条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、「代理人選定(変更)届」の提出をもって行う。

(管理人の選定届)

第9条 条例第15条第1項の規定による管理人選定又は変更の届出は、「管理人選定(変更)届」の提出をもって行う。

(メーターの帰属)

第10条 条例第17条第1項ただし書の規定により設置するメーターは、市長の指定したものを使用し、設置後は市に帰属するものとする。

2 市に帰属したメーターの更新及び故障した場合の修繕は、市長が行う。ただし、水道使用者等の責めにより故障した場合は、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第11条 条例第18条第1項及び第2項の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を中止又は廃止しようとするときの届出は、「給水装置〔開栓・閉栓・廃栓・使用者変更・所有者変更〕届」の提出をもって行う。
- (2) 水道の用途を変更しようとするときの届出は、「用途変更届」の提出をもって行う。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するときの届出は、「私設消火栓使用届」の提出をもって行う。
- (4) 水道の使用者又は給水装置の所有者に変更があったときの届出は、「給水装置〔開栓・閉栓・廃栓・使用者変更・所有者変更〕届」の提出をもって行う。
- (5) 消防用として水道を使用したときの届出は、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(異状時の届出)

第12条 条例第20条第1項の規定による届出は、電話又は口頭ですることができる。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第13条 条例第21条第1項の規定による検査の請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

(料金)

第14条 条例第18条第1項の規定による水道の使用中止又は変更等の届出がないときは、水道を使用しない場合でも条例第23条に規定する料金を徴収する。

2 料金徴収後においてその料金算定に過誤があったとき、又は水道の使用を中止若しくは廃止したときは、すみやかに料金を清算する。

(使用水量の認定)

第15条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、認定する月の前2箇月間の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。ただし、メーターが設置されていないときは、使用者の業態、家族員数、用途等を考慮して認定する。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第16条 条例第31条の規定による料金、手数料、加入金等の軽減又は免除を受けようとする者は、「納付金減免申請書」により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、すみやかに審査のうえ減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知する。

(家屋への立入)

第17条 市の職員又は市から委託を受けた者は、給水状況の調査又はメーターの点検を行うため、水道使用者等の家屋に立ち入ることができる。

2 前項の者には、証票を携帯させる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第18条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異

常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成４年厚生省令第６９号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、１年以内ごとに１回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(届出等の様式)

第 19 条 次の各号に掲げる届出等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 給水装置工事申込書 | 別記様式第 1 号 |
| (2) 給水装置〔開栓・閉栓・廃栓・使用者変更・所有者変更〕届 | 第 2 号 |
| (3) 水道使用申込書 | 〃 第 3 号 |
| (4) 代理人選定（変更）届 | 〃 第 4 号 |
| (5) 管理人選定（変更）届 | 〃 第 5 号 |
| (6) 用途変更届 | 〃 第 6 号 |
| (7) 私設消火栓使用届 | 〃 第 7 号 |
| (8) 消防用水使用届 | 〃 第 8 号 |
| (9) 給水装置・水質検査請求書 | 〃 第 9 号 |
| (10) 納付金減免申請書 | 〃 第 10 号 |
| (11) 身分証明書 | 〃 第 11 号 |

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号

給水装置工事申込書			
			年 月 日
尾花沢市長 殿		申込者 住 所 _____	
		氏 名 _____ (印)	
下記のとおり給水装置工事をしたいので、尾花沢市水道給水条例第5条の規定により申し込みます。			
記			
給水装置の場所			地区名
工事の種類	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去		
分岐口径	メーター口径		
用途	1 家庭用 2 営業用 3 大口用 4 臨時用		
加 入 金	区 分	1 官公署・法人 2 一般家庭・その他	
	口 径	13・20・25・30・50・75mm	
	金 額	加入金	円
		消費税	円
計		円	
領 収 印			
土地 使用 同意	申込者の給水工事のため、土地の使用に同意します。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)		
分岐 引用 同意	申込者の給水工事のため、分岐引用に同意します。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)		
施 工 者	指定給水装置工事事業者 名 称 _____ 代 表 者 _____ (印) 給水装置工事主任技術者 _____ (印)		
委 任	本工事に必要な手続きについて、上記指定給水装置工事業者に委任します。 年 月 日 申 込 者 氏 名 _____ (印)		
備 考			

別記様式第2号

給水装置〔開栓・閉栓・廃栓・使用者変更・所有者変更〕届

年 月 日

尾花沢市長 殿

お客様番号 _____

地区整理番号 _____

〔届出者〕	〒	—
住 所		
氏 名		㊟
連絡先	☎	()
勤務先		

下記のとおり給水装置の〔開栓・閉栓・廃栓・使用者変更・所有者変更〕をしたいので、尾花沢市水道給水条例第13条(第18条)の規定により申し込み(届け出)ます。

記

給水装置の場所	〒	—	メーター番号		
			地 区 名		
理 由					
名義変更	区 分	新	〔使用者・所有者〕	旧	〔使用者・所有者〕
	住 所				
	氏 名			㊟	㊟
	電 話 番 号	()		()	
用 途	1 家庭用 2 営業用 3 大口用 4 臨時用				
料金の納入方法	1 口座振替 2 現金納付				
請求書・領収書送付先	〒	—	☎	()	

※ 下記の欄には、記入しないで下さい。

口 径	mm	前 月 指 針	m ³	実施年月日	年 月 日
用 途		現 指 針	m ³	実 施 者	㊟
区 分		即 納	未 処 理	備 考	
手 数 料	開・閉・廃	円	円		
水道料	()月分	m ³	円	円	
	精 算	m ³	円	円	
計					
閉栓の実施方法	1 止水栓止め 2 KR止め 3 不凍栓止め 4 形式のみ				
備 考					

別記様式第3号

水道使用申込書

年 月 日

尾花沢市長 殿

水道使用者 氏名 _____ ㊟

下記のとおり水道を使用したいので、尾花沢市水道給水条例第13条の規定により申し込みます。

記

給水装置の場所				地区名	
水道使用者	住所	〒 -			
	(フリガナ)氏名	㊟	電話番号	()	
給水装置所有者	住所	〒 -			
	(フリガナ)氏名	㊟	電話番号	()	
用途	1 家庭用 2 営業用 3 大口用 4 臨時用				
料金の納入方法	1 口座振替 2 現金納付				
備考					

※ 下記の欄には、記入しないで下さい。

地区整理番号		位置図
お客様番号		
メーター口径	mm	
用途		
メーカー名		
メーター番号		
使用開始日	年 月 日	
開始時指針	m ³	
受水タンク	m ³	
指定給水装置工事事業者		

別記様式第4号

代理人選定(変更)届

年 月 日

尾花沢市長 殿

住 所 _____

給水装置所有者

氏 名 _____ ㊟

下記のとおり代理人を選定(変更)したので、尾花沢市水道給水条例第14条の規定により届け出ます。

記

給水装置の場所		地区名	
代 理 人	住 所		
	氏 名	㊟	
備 考			

別記様式第5号

管 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

尾花沢市長 殿

給水装置所有(使用)者

住 所 _____

代表

氏 名 _____ 印

下記のとおり管理人を選定(変更)したので、尾花沢市水道給水条例第15条の規定により届け出ます。

記

給水装置の場所		地区名	
管 理 人	住 所		
	氏 名		印
備 考			

別記様式第6号

用 途 変 更 届

年 月 日

尾花沢市長 殿

住 所 _____

給水装置所有者

氏 名 _____ ㊟

下記のとおり水道の用途を変更したいので、尾花沢市水道給水条例第18条第1項の規定により届け出ます。

記

給水装置の場所		地区名	
用 途	新	1 家庭用 2 営業用 3 大口用 4 臨時用	
	旧	1 家庭用 2 営業用 3 大口用 4 臨時用	
変 更 予 定 日	年 月 日		
変 更 理 由			
備 考			

別記様式第7号

私 設 消 火 栓 使 用 届

年 月 日

尾花沢市長 殿

住 所 _____

私設消火栓使用者

氏 名 _____ (印)

下記のとおり私設消火栓を使用したいので、尾花沢市水道給水条例第18条第1項の規定により届け出ます。

記

装 置 の 場 所		地 区 名	
装 置 の 所 有 者			
使 用 日 時	年 月 日	午 時 分から 午 時 分まで	時 間 分
使 用 目 的			
備 考			

※ 下記の欄には、記入しないで下さい。

立 会 日 時	年 月 日	午 時 分から 午 時 分まで	時 間 分
使 用 水 量	使用前指針 使用後指針	m ³ m ³	使用水量 m ³
立 会 人 名 職 氏 名	職	氏名	(印)

別記様式第8号

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

尾花沢市長 殿

住 所 _____

届出者

氏 名 _____ (印)

消防用として下記のとおり水道を使用したの、尾花沢市水道給水条例第18条第2項の規定により届け出ます。

記

火 災 発 生	日 時			
	場 所			
使 用 し た 消 火 栓 等				
場 所	栓 数	使 用 時 間	推 定 水 量	備 考
		午 時 分 从 分 間 午 時 分 まで	m ³	
		午 時 分 从 分 間 午 時 分 まで	m ³	
		午 時 分 从 分 間 午 時 分 まで	m ³	
計		時 間 分	m ³	

別記様式第9号

給水装置
水質検査請求書

年 月 日

尾花沢市長 殿

住 所 _____

請求者

氏 名 _____ (印)

次の理由により給水装置の水質の検査を請求いたします。

記

給水装置の場所		地 区 名	
検査請求の理由			
備 考			

別記様式第10号

納 付 金 減 免 申 請 書

年 月 日

尾花沢市長 殿

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ ㊟

下記納付金を軽減(免除)していただきたいので、尾花沢市水道給水条例第31条の規定により申請いたします。

記

- 1 納付金の種類
- 2 金 額
- 3 申請の理由

別記様式第11号

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、	尾花沢市の職員であることを証明する。 尾花沢市から委託を受けた者
	年 月 日
	尾花沢市長 ④

(裏)

1 本証は、尾花沢市水道給水条例施行規則第17条第2項の規定によって発行するものである。
1 本証は、給水装置若しくは給水状況の調査、メーターの点検及び集金等に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
1 本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。
1 本証は、他人に貸与したり又は譲渡することはできない。
1 本証を、き損又は紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

別記様式第 1 号
別記様式第 2 号
別記様式第 3 号
別記様式第 4 号
別記様式第 5 号
別記様式第 6 号
別記様式第 7 号
別記様式第 8 号
別記様式第 9 号
別記様式第 1 0 号
別記様式第 1 1 号